

奈良工業高等専門学校学生懲戒規程

令和8年2月12日制定

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第56条に規定する学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の種類・内容)

第2条 学則第56条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を喪失させる。
 - 二 停学 有期又は無期の期間を設定し、その間の登校及び学生寮への立ち入りを禁止して自宅謹慎させる。ただし、必要があると認められる場合は登校を指示し、指導することができる。
 - 三 訓告 行為について反省を求め、注意を与えて将来を戒める。
- 2 学則に違反するが懲戒に至らないと認められる場合については、当該学生に反省を促すため、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、教務主事補、学生主事補、寮務主事補、副専攻科長、又は学級担任（以下「学級担任等」という。）が、当該学生に説諭又は注意を与え、反省を求め、必要な指導を行う。

(懲戒等の基準)

第3条 懲戒又は説諭若しくは注意（以下「懲戒等」という。）の基準は別表のとおりとする。

- 2 事案が複数である場合、悪質性が高いものと認められる場合、その結果に重大性が認められる場合、及び校内外に及ぼした被害や影響が大きい場合等は措置を加重できるものとする。
- 3 過去に懲戒等を受けた学生が、再度懲戒等の対象となる行為を行った場合は、過去の反省を活かしていないものとみなし、措置を加重できるものとする。
- 4 情状により措置を軽減できるものとする。

(懲戒等の対象となり得る事案の調査)

第4条 学生の懲戒等の対象となり得る事案が起きた場合には、発見者又は関係者は実際に起こった事柄を確認し、速やかに担当主事（本科学生については、定期試験の不正行為に該当する場合は教務主事、その他の事案は学生主事とする。専攻科学生については専攻科長とする。ただし、学寮内の事案については寮務主事とする。以下同じ。）に報告するものとする。

- 2 報告を受けた担当主事は、校長へ報告するとともに、学級担任等と連絡をとりつつ、事実の確認及び当該学生を含む聞き取り（以下「事実調査」という。）を行う。事実調査は、複数の教職員を充て対応し、懲戒等の対象となり得る行為について丁寧に説明をしたうえで、当該学生に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 3 学寮内で発生した事案に関する事実調査は、学生主事と寮務主事が連携して対応するものとする。

(懲戒等相当と思料される事案を起こした学生の取扱い)

第5条 担当主事は、懲戒等に相当すると思料される事案であり、当該学生が登校することにより著しい弊害が生じる可能性があるとして判断した場合は、懲戒が決定するまでの間、学生に自宅待機

を指導することができる。

(懲戒の手續)

第6条 学生に対する懲戒は、第4条の調査結果を踏まえて、事案を担当する委員会、運営会議及び教職員会議で審議し、校長がこれを決定する。なお、訓告の場合は、教職員会議の審議を省略し、事後に教職員会議へ報告するものとする。

(懲戒処分の申し渡し)

第7条 第2条第1項第一号から第三号に掲げる懲戒は、保護者等同席の下、校長がこれを行う。

(懲戒と学籍異動)

第8条 懲戒の対象となり得る行為により、調査対象となった当該学生から懲戒処分の決定前に休学又は退学の願い出があった場合には、原則これを受理しないものとする。

2 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合には、これを受理しないものとする。

3 休学中の学生に対して停学処分を命じる場合は、当該学生の休学許可を取り消すものとする。

(面会できない場合の取扱い)

第9条 校長は、当該学生が身柄拘留、入院、心身故障その他の事由により本人に面会することができない場合において、当該学生の懲戒等の対象となり得る事案に対する是認、否認にかかわらず、懲戒処分の手続きを開始することが妥当であると判断した場合は、捜査の推移や病状等を考慮し、懲戒処分を行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和8年2月12日から施行する。

別表 懲戒等の基準（第3条第1項関係）

事案	措置	備考
殺人，強盗，不同意性交等，誘拐，放火等の凶悪な犯罪行為	退学	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
窃盗(万引きを含む)，詐欺，恐喝，過失致死，過失傷害及び暴力行為等の犯罪行為	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
麻薬，覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培，売買，不正所持又は使用)	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
性的な迷惑行為(痴漢行為，のぞき見，盗撮行為等)，わいせつ行為(公然わいせつ，わいせつ物頒布等)，性暴力行為(不同意わいせつ等)又はストーカ－行為	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
20歳未満の喫煙・飲酒	説諭又は注意以上	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこ，電子たばこ，ノンアルコール飲料（味わい等が酒類に類似している飲料）も同様の措置とする。 ・状況を総合的に勘案して決定する。
20歳未満の指定された喫煙場所への立入り	説諭又は注意以上	
20歳以上の学生の校内及び学校関連行事における喫煙・飲酒	説諭又は注意以上	
20歳以上の校内に指定された場所以外での喫煙	説諭又は注意以上	
インターネットサービス（SNS，掲示板など）において，他人のプライバシーや人権を侵害する投稿等	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
インターネットサービス（SNS，掲示板など）において，他人に不快感を与える投稿等，公序良俗に反する投稿等	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
インターネットサービス（SNS，掲示板など）において，上記の他，不適切な行為	訓告以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
奈良工業高等専門学校学生の自動車等使用規則（以下「規則」という。）第2条に違反する行為（無許可通学）	（普通自動車，自動二輪車，原動機付自転車，自転車の場合） 説諭又は注意以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
規則第5条に違反する行為（交通法規違反等）	説諭又は注意以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
運転免許に関する要項に違反する行	説諭又は注意以上	悪質性，重大性及び動機など

為（免許試験受験期間違反）		を総合的に勘案して決定する。
定期試験における不正行為	停学以上	悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。
上記以外の違法又は迷惑行為等		悪質性，重大性及び動機などを総合的に勘案して決定する。